



島根県報

平成21年5月1日（金）

号外 第 102 号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

道路の区域の変更

（道路維持課） 2

道路の供用開始

（ ” ” ） 3

告 示

島根県告示第367号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成21年5月1日

島根県知事 溝 口 善兵衛

道路の種類	路線名	道路の区域				管轄する地方機関の名称	備考
		区 間	変更前後の別	敷地の幅員	延 長		
一般国道	186号	浜田市金城町波佐イ280番1地先から同町長田イ27番6地先まで	前	メートル 7.50～ 21.00	メートル 1,705.00	浜田県土整備事務所	交通安全工事 拡幅
			後	9.00～ 21.00	1,705.00		
県 道	玉湯吾妻山線	松江市玉湯町玉造7番1地先から同32番6地先まで	前	12.00～ 29.40	140.00	松江県土整備事務所	交差点改良 拡幅 管理区分の変更
			後	12.00～ 25.00	140.00		
"	草野横田線	安来市伯太町草野150番2地先から同155番2地先まで	前	3.10～ 4.30	51.00	松江県土整備事務所 広瀬土木事業所	道路改良工事 拡幅
			後	8.80～ 18.10	51.00		

島根県告示第368号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成21年 5 月 1 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
県道	玉湯吾妻山線	松江市玉湯町玉造19番4地先から同32番6地先まで	メートル 124.00	平成21年 5月1日	松江県土整備事務所	
〃	浜田作木線	邑智郡邑南町阿須那2000番3地先から同2016番1地先まで	356.00	平成21年 5月1日	県央県土整備事務所	